

令和元年8月7日

電気事業連合会 会長
岩根 茂樹 様

電気供給業に係る収入金額課税の
堅持に関する要請書

原子力発電関係団体協議会



平成31年度税制改正大綱においては、「現在、電気供給業、ガス供給業及び保険業については、収入金額による外形標準課税が行われている。今後、法人事業税における収入金額課税全体としてのあり方を踏まえながら、小売全面自由化され2020年に法的分離する電気供給業及びガス供給業における新規参入の状況とその見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討する。」とされ、今後の検討事項に位置づけられています。

しかしながら、収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として確立し、都道府県の安定的な財源として機能してきております。

電力の小売自由化が始まりましたが、現状は完全な自由市場の状況であるとはいえ、大手電力会社等による事実上の独占状態は継続しています。

また、行政サービスの質や量が変化しないにもかかわらず、他の一般の業種と同じ課税方式となり法人事業税額が大きく変動することは、原発立地道県の財政運営への影響が大きく、地域の行政サービスに支障をきたすこととなります。

したがって、現行の電気供給業に係る収入金額課税を堅持すべきと考えております。

つきましては、貴連合会におかれましても十分に御理解いただくようよろしくお願いいたします。